

国立公文書館における

オーラル・ヒストリー事業の実施に向けた一考察

長谷川 貴 志

はじめに

国立公文書館の機能・施設の在り方等に関する調査検討会議（以下「調査検討会議」という。）は、二〇一四年五月三十一日に、日本国憲法をはじめとする重要な歴史公文書等の保存・利用を担う国立公文書館（以下「館」という。）の機能・施設の在り方について、国民や利用者の視点、総合性、効率性等の観点から、幅広く調査検討を行うため内閣府に設置された¹。調査検討会議は、二〇一五年一〇月から二〇一六年三月までに計六回開催し、二〇一六年三月三十一日に「国立公文書館の機能・施設の在り方に関する基本構想」（以下「基本構想」という。）をとりまとめ公表した²。

調査検討会議は、この基本構想の中で新たな館に求められる機能として、収集・情報提供機能、展示・学習機能、保存・修復機能、調査・研究支援機能、デジタルアーカイブ機能、人材育成機能、情報交流機能の付与又は強化を挙げた。そのうち、収集・情報提供機能については、「重要な歴史公文書等の散逸を防ぐとともに、所在情報を集約し提供することは、国民が歴史公文書等を通じて我が国の歴史を体系的に理解し学ぶことができるようにするための前提となる重要な活動」であり、館にはこうした活動においてより積極的な役割を果たすことが求められると指摘した³。この収

集・情報提供機能の今後の展望のひとつとして、収集に係る情報集約・広報強化やデジタルによる他機関所蔵文書の収集及び所在情報の横断的な集約・提供等とともに、「オーラル・ヒストリーの実施等による収集活動の拡大」を挙げた。そして、館において、新たな施設の建設を視野に入れつつ、こうした取組を推進していくことが望まれると指摘した⁴。このように、収集機能の強化に係る取組の一つにオーラル・ヒストリーの実施等が求められている中で、館は二〇一六年度に有識者を交え、学術的見地及び利用者の視点に基づき、歴史資料等の積極収集に関する方針や具体的方策等を検討するため、歴史資料等の積極収集に関する検討会議（以下「積極収集に関する検討会議」という。）を開催した⁵。同会からも、所在把握等に係るハブ・センター機能の不在の中で、館に対し「オーラルヒストリーの推進・拡大や、国にとって重要な記録の所在把握、保全活動を組織的」に行う必要性があること等を指摘した⁶。

こうしたオーラル・ヒストリーに関する指摘がなされているものの、館にはその経験やノウハウの蓄積が十分でない。加えて、館は、二〇一七年度の事業計画において、内閣総理大臣から指示された年度目標を踏まえ、「歴史公文書等の散逸を防ぎ、歴史的事実を立体的かつ総合的に把握する機会を国民に提供するため、必要な体制を整備し、歴史資料等の積極収集

及び提供を行う」と明記している⁷。したがって、館がオーラル・ヒストリー事業を実施するには、今後事業としての目的を定めるとともに、具体的な進め方についての検討が必要となる。

ところで、諸外国の場合と同様に、日本においても民俗学や社会学の分野だけでなく、御厨貴氏、伊藤隆氏、原彬久氏等を中心として、政治家、官僚、経済人等へのオーラル・ヒストリーが行われ、歴史学や政治学の分野においても大きく発展してきたと言える⁸。一方で、アーカイブズ学におけるオーラル・ヒストリーについて、安藤正人氏は、「アーカイブズ活動の一環としてのオーラル・ヒストリーは（中略）歴史学研究や民俗学研究での手法としての聞き取り調査とは、考え方も方法も異なるはずである⁹」と指摘しているほか、加藤聖文氏は、オーラル・ヒストリーを「どのよう
にアーカイブズ学のなかで位置付けるかが今後の大きな課題である¹⁰」と言及している。また、アーカイブズ機関によるオーラル・ヒストリーに関するオーラル・ヒストリーには、音声データやトランスクリプト¹¹等の記録が散逸しないよう、しかるべき機関で保存し利用に供すること、アーカイブズ機関が自らオーラル・ヒストリーを行うことの二種類があり、とりわけ後者に関する事例紹介や問題解決の方法等について議論されている¹²。

しかし、先行研究でこうした事例検証の成果はあるものの、安藤・加藤両氏の指摘については未だ十分な検討がされておらず、アーカイブズ学においてオーラル・ヒストリーと如何に向き合っていくべきか、その他の学問分野でのオーラル・ヒストリーとの違いは何かについて、改めて整理する必要がある。

そこで本稿では、アーカイブズ学におけるオーラル・ヒストリーの議論を改めて整理した上で、館の置かれている現状を踏まえながら、館自らが

実施するオーラル・ヒストリー事業に絞り、事業の目的、具体的な業務フロー、現時点で想定される課題等について考察する。第一章では、オーラル・ヒストリーについて、いくつかの定義から確認するとともに、アーカイブズ学から見たオーラル・ヒストリーについて考察し、アーカイブズ機関が実施するオーラル・ヒストリーの特徴を整理する。第二章では、我が国の公文書管理や館について検討するため政府に設置された会議体及び館で設置された検討会議の議論等を整理し、現在の館に求められているオーラル・ヒストリー事業は、音声データやトランスクリプト等の記録の散逸防止のための「受け皿」となること、館がオーラル・ヒストリー事業を行うことの二点であることを明らかにする。その上で、国内外のアーカイブズ機関が実施しているオーラル・ヒストリー事業の取組状況を整理するとともに、館が自ら実施するオーラル・ヒストリー事業の目的を明らかにする。第三章では、館が自ら実施するオーラル・ヒストリー事業において想定される業務と、そこで発生する記録は如何なるものかを検証する。第四章では、館が自ら実施するオーラル・ヒストリー事業について、現時点での課題を抽出し、若干の解決策も提示する。

なお、本稿で展開する議論や意見は、筆者の個人的見解等であり、館としての正式な見解や立場を示すものではないことを付け加えて記しておく。

第一章 オーラル・ヒストリーとは何か

第一節 オーラル・ヒストリーの定義

オーラル・ヒストリーとは何か。その明確な定義を示すことは難しい。

なぜなら、従来から民俗学・社会学・人類学・歴史学・政治学等各分野において口述の資料を収集して研究に用いる方法があり、分野ごとに諸説定義が存在するためである¹³。

例えば、アメリカの歴史学者であるドナルド・リッチー (Donald A. Richie) は、「単純に言えば、オーラル・ヒストリーとは、録音されたインタビューを通して、歴史的に意味のある記憶や個人のコメントを採集することである」と定義する¹⁴。また、コロンビア大学でオーラル・ヒストリー・リサーチ・オフィス (Oral History Research Office) のディレクターを務め、アメリカのオーラル・ヒストリー学会 (Oral History Association) の会長でもあったロナルド・グレイリー (Ronald J. Grele) は、「(オーラル・ヒストリーとは) 筆者注 歴史的構築という目的のために過去の出来事に参加した目撃者にインタビューすること」と述べる¹⁵。こうした定義を踏まえるならば、歴史学の分野におけるオーラル・ヒストリーとは、歴史検証のためにある出来事を目撃者を含む個人へのインタビューを行い、当該個人の記憶を記録として残すことと整理できる。

では、インタビューの対象をどのように考えればよいか。政治家等へのオーラル・ヒストリーを行っている政治学者の御厨氏は、オーラル・ヒストリーを「公人の専門家による万人のための口述記録」とし、オーラル・ヒストリーの対象を「公人」と捉えている¹⁶。一方で、歴史学者の伊藤氏は、「日本の政治や行政、その他国内の組織や運動で重要な役割を果たした人物からその生涯を通じての経験について質問して答えていただく」ことであると捉えている¹⁷。このように、オーラル・ヒストリーの対象について、御厨氏が「公人」と限定したのに対し、伊藤氏は「重要な役割を果たした人物」とより広い概念でとらえていることからわかるように、オーラル・ヒストリーの対象は、その実施者の関心によって様々といえる¹⁸。

また、一九七〇年代半ばより、女性史のオーラル・ヒストリーに取り組んできたヴァレリー・ヤウ (Valerie R. Yow) は、オーラル・ヒストリーには、(一) テープに録音された回想、(二) タイプされたトランスクリプト、(三) 綿密なインタビューを伴う調査法という三つすべてを表す用語と指摘し、「(オーラル・ヒストリーという) 筆者注 用語が不適切であるとか、不正確であるとか、あるいは語弊を招くといった批判も聞かれるがオーラル・ヒストリーという用語よりよい言葉を探すが可能であるとは考えにくい」と言明している¹⁹。

さらに、歴史学者のポール・トンブソン (Paul Thompson) は、一九七八年に刊行した『The voice of the past: oral history』で、新ショーター・オックスフォード英語辞典での記載を引用し、オーラル・ヒストリーとは、「テープレコーダーによって録音された、語り手の個人的な知識から引き出された歴史情報、その情報を学問的問題として扱うこと又は分析すること」と述べていたが、二〇〇〇年に刊行した同書の第三版の序文では、本書を新しく書き直すのならば、重要な部分に関わる構成を修正し、その例として「オーラル・ヒストリーあるいはライフ・ストーリーの定義について触れなかったであろう」と記している²⁰。ヤウやトンブソンは、オーラル・ヒストリーを固定的に定義しなかった。

以上のことから、オーラル・ヒストリーには、録音された音声データ、トランスクリプト、インタビューを伴う調査法という意味を内包したものであるとの共通認識がなされているものの、対象となる人物やその範囲は、オーラル・ヒストリーの実施者次第であり、固定的に定義することは難しいといえる。本稿においてもオーラル・ヒストリーは、上記で示したような幅広い意味を内包する用語として用いることとする。

第二節 アーカイブズ学におけるオーラル・ヒストリー

アーカイブズ学は、様々な学問領域で発展してきたオーラル・ヒストリーとどのように向き合おうとしているのか。近年のアーカイブズ学の分野では、オーラル・ヒストリーの領域に関与していくことが必要であると指摘している²¹。

例えば、カナダのアーキビストであるジャン・ピエール・ワロー (Jean P. Wallot) 等によると、アーカイブズ機関にとってオーラル・ヒストリーの実施には様々な課題があるものの、現在オーラル・ヒストリーが発展するなかで、アーカイブズ機関がこうした動向を無視することはできないと言及している²²。

では、アーカイブズ機関が実施するオーラル・ヒストリーについて、どのように考えればよいか。アン・ペダーソン (Ann Pederson) は、オーラル・ヒストリーを実施する際には、プロジェクトの目的や計画、インタビューが行われた条件等を記録として残すことが必要であると指摘した²³。また、中島康比古氏によると、記録の発生から保存・利用までを意識し、トランスクリプトだけが記録ではなく、オーラル・ヒストリー・プロジェクトがなぜ実施されることとなったのか、どのような事前準備をしてきたのかというプロジェクト全体の記録の作成・捕捉とともに、その保存期間を定め、評価選別をして、保存及び利用に供すことまでを射程に入れる必要があるとした。その上で、「こうした記録の保存と利用により、オーラル・ヒストリーのプロジェクトが適切に実施される又は実施されたことについて、広く社会に対し、「証拠(記録)に基づいて証明し得る状態(アカウンタビリティ accountability)を保つ事が出来る」と言及した²⁴。

以上のことをまとめれば、アーカイブズ機関には、オーラル・ヒストリーの実施及びその過程において作成又は取得された記録、例えば、トランスクリプトだけではなく、オーラル・ヒストリーの実施やその経緯を明らかにする記録、インタビュー時の質問票や参考資料、音声・動画データ等を適切に管理し、評価選別を行い、保存及び利用までを射程に入れたオーラル・ヒストリー事業が求められているといえる。なお、本稿では、オーラル・ヒストリーの実施及びその過程において作成又は取得した記録を「オーラル・ヒストリー記録」ということとする。

第二章 館によるオーラル・ヒストリー事業とその目的

第一節 館とオーラル・ヒストリー

「はじめに」で触れたように、館によるオーラル・ヒストリーの実施が指摘されたのは、調査検討会議による基本構想である。ただし、館とオーラル・ヒストリーが関連づけられて議論されたのは、必ずしもこの時が初めてではない。本節では、我が国の公文書管理や館について検討することを目的として、政府に設置された会議体及び館に設置された会議体の議論等を整理し、現在の館に求められているオーラル・ヒストリー事業を明らかにする。

二〇〇三年二月五日の内閣官房長官決定によって、公文書等の適切な管理、保存及び利用に関する懇談会(以下「懇談会」という。)が発足した。懇談会の目的は、公文書等を適切に管理し、後世に残すべき価値のある歴史的に重要な公文書等の体系的な保存を行うとともに、国民の利用に供す

るための制度を整備することであった。懇談会は、当時の福田康夫内閣官房長官が諸外国の公文書館と日本のそれを比較して機能、規模ともに立ち遅れており、また、日本の国力にも応じたものでないとの憂慮の念から、二〇〇三年四月一日に内閣府大臣官房長のもとに設置された「歴史資料として重要な公文書等の適切な保存・利用等のための研究会」を拡充・発展させ、同研究会で議論された問題について、さらに深く掘り下げかつ抜本的な検討を行う目的で設置されたものであった²⁵。

懇談会では、二〇〇四年六月二十八日の第八回会合において、この間の議論の成果を取りまとめた「公文書等の適切な管理、保存及び利用のための体制整備について―未来に残す歴史的文書・アーカイブズの充実に向けて―」と題する報告書を、高山正也座長から細田博之内閣官房長官へ提出した。この報告書の中で、オーラル・ヒストリーに関する資料については、以下の様に提言している。

オ 公文書等の媒体の多様化への対応

現在収集対象となっていない資料の中にも、公文書等と密接な関係があり、歴史的な価値が高いオーラル・ヒストリー（口述記録）関係資料、映像資料、音声資料、写真等が多く存在する。これらの国立公文書館による収集を可能にする仕組みを整備することが必要である。そのためには、閣議決定を改正し、移管すべき公文書等の中に新たなカテゴリを設ける必要がある²⁶。

この報告書の記述からは、次の二点が指摘できる。第一に、「オーラル・ヒストリー（口述記録）関係資料」は、映像資料や音声資料、写真資料と並び、公文書等と密接な関係にあるもので、歴史的な価値が高いものとし

て捉えられていたことである。第二に、当時の移管制度は内閣総理大臣と各行政機関の長との協議が整った場合にのみ、館が行政文書の移管を受けるという制度であったが²⁷、それを改め、「オーラル・ヒストリー（口述記録）関係資料」を新たに「移管すべき公文書等」としてカテゴリー化することで、国の行政機関によって実施されているオーラル・ヒストリー事業の記録である「オーラル・ヒストリー（口述記録）関係資料」の館による収集を図ろうとするものである。すなわち、懇談会はこの報告書の中で、「オーラル・ヒストリー（口述記録）関係資料」を「歴史資料として重要な公文書等」として、行政機関から館への移管を可能とすることを提言した。

その後、この報告書の提言をうけ、移管制度の一部が改正され、移管すべき行政文書の対象範囲は広がったものの、「歴史資料として重要な公文書等」として「オーラル・ヒストリー（口述記録）関係資料」が位置づけられることはなかった。そのため、館が「オーラル・ヒストリー（口述記録）関係資料」に当たる行政文書を収集しようとしても、それは内閣総理大臣と行政機関の長との協議次第であり、行政機関の長が当該行政文書の移管に合意しない限り、館は当該行政文書の移管を受けることもできないままであった。さらに、当該行政文書は、行政機関の長の判断で廃棄することも可能なままであった²⁸。

こうしたなか二〇〇七年に、葉害肝炎患者リストの放置問題や給油艦の航泊日誌の誤廃棄、いわゆる年金記録問題等の不適切な文書管理を契機として、各行政機関の文書管理を見直し、政府における統一的なルールのもとで文書管理について定めた公文書管理法を整備すべきだという声が高まった²⁹。こうした情勢に対し、当時の福田康夫内閣総理大臣は第一六九回国会における施政方針演説で「行政文書の管理のあり方を基本から見直

し、法制化を検討するとともに、国立公文書館制度の充実を含め、公文書の保存に向けた体制を整備」すると発言した³⁰。政府は二〇〇八年二月に「公文書管理の在り方等に関する有識者会議」を設置し、同年一月に最終報告書をまとめた。その後、二〇〇九年三月に「公文書等の管理に関する法律案」が閣議決定され、同年に「公文書等の管理に関する法律」（二〇〇九年七月一日法律第六六号、以下「公文書管理法」という。）が成立した。

では、公文書管理法の施行によって、館への行政文書の移管はどのように変わったのか。同法施行前、内閣総理大臣と行政機関の長との協議が整わない限り、館は行政文書の移管を受けることができなかったが、同法の施行により行政機関には、歴史資料として重要な公文書等（以下「歴史公文書等」という。）に該当する行政文書（外務省及び宮内庁が管理する行政文書は除く。）を全て館に移管することが義務化された（同法第八条第一項）³¹。そして、行政文書の移管又は廃棄に係る基本的な考え方や具体的な判断指針は「行政文書の管理に関するガイドライン」（二〇一一年四月一日内閣総理大臣決定）の「別表第二 保存期間満了時の措置の設定基準」（以下「別表第二」という。）において示されることとなった。

オーラル・ヒストリー記録に該当する行政文書について言えば、別表第二で歴史公文書等に該当し移管すべきであるということは明示されていない。しかし、各行政機関が作成又は取得したオーラル・ヒストリー記録が別表第二「一 基本的考え方」【I】〜【IV】のいずれかに該当すると考えられる場合には、歴史公文書等として移管されなければならない。また、公文書管理法第八条第二項の規定により、たとえ行政機関の長がそれを廃棄しようとしても、内閣総理大臣の同意がない限り、その廃棄はできないことにもなっている³²。したがって、行政機関によって作成又は取得されたオーラル・ヒストリー記録が行政文書として行政文書ファイル管理簿に

登録される限り、館がオーラル・ヒストリー記録の移管を受けるための制度的な仕組みは、強化されたといえる。

また、二〇〇〇年代に入ってから研究者が実施し、保有しているオーラル・ヒストリー記録について、館で保存してほしいとの要望がでてきた³³。研究者はそれぞれが実施したオーラル・ヒストリー記録を大学の研究室等で保管していることから、将来の研究者がこれらオーラル・ヒストリー記録を利用したい場合であっても、実施した研究者の退職や異動によってこうした記録が散逸し、利用できなくなってしまう可能性がある³⁴。そのため、館がこうした記録の受け皿となり利用に供し³⁵、ひいては多くの重要人物の記憶を記録として後世に遺していくことができるようなオーラル・ヒストリーに関するセンター的機能を果たすべきだとの指摘もあった³⁶。

こうした点については、公文書管理法の施行により、館は法人その他の団体（国及び独立行政法人等を除く。）又は個人から、寄贈又は寄託により、歴史公文書等を収集することが可能となった。すなわち、研究者等が保管しているオーラル・ヒストリー記録が「独立行政法人国立公文書館寄贈・寄託文書受入要綱」（二〇一一年四月一日館長決定）第二条に規定される受入基準に該当するものであれば、館はそれを歴史公文書等として受け入れることが可能となっている³⁷。

現在、館の機能・施設の在り方等が調査検討会議で議論されているが、オーラル・ヒストリーは、館の収集機能強化の中で言及されてきた。例えば、調査検討会議の第四回会議（二〇一四年七月三〇日）では、「歴史資料として重要な公文書等の収集」について議論し、齊藤勝利委員は、自身の体験として、「案件の性質上、トップダウンで意思決定したこともあり、そこに至るプロセスについて必ずしも十分に記録が残されていない」という経験を踏まえ、「オーラルヒストリーという形を積極的に使うことで収集機

能を高めるといふ必要がある」³⁸と発言した。また、神門典子委員も「展示を拝見したときにも、やはり公文書だけではなく、その背後にあるストーリーがある」と非常に意味がある（中略）それがどのような経緯で、どのような思いで出されたのかということ記録に残していくことが教育の上でも、展示をする上でも、あるいは研究の上でも、行政のアカウントビリティという意味でも非常に重要ではないかと思う」³⁹と述べ、行政文書だけでは窺い知れない情報についてオーラル・ヒストリーにより入手することの意義を指摘した。

その後、調査検討会議では、二〇一五年三月に「国立公文書館の機能・施設の在り方に関する提言」を行い、保存機能、人材育成機能、収集機能、修復機能、デジタルアーカイブ機能等の項目について引き続き検討することとなった。第一二回会議（二〇一五年二月一日）では、「対象文書の範囲及び収集機能について」議論し、オーラル・ヒストリーについては、「総理大臣経験者や重要な政策に係る意思決定、重大な事件や事故等に関わった人物に対して、オーラル・ヒストリーのような記録活動を実施するための制度的な基盤や体制、ノウハウ等が十分に備わっていない」と、館の現状が報告された。その上で、今後の課題と対応策として、「購入のほか、オーラル・ヒストリー等の実施、国内外の他機関・施設が所蔵する重要な歴史的文書のデジタル複製による積極的収集の展開」を要し、収集手段及び範囲の拡大を図ることが指摘された⁴⁰。こうした議論が骨子となり、二〇一六年三月三十一日付けで基本構想が取りまとめられた。

調査検討会議での議論を踏まえ、既述のとおり館では積極収集に関する検討会議を開催した。同会議は、今後館が目指すべき積極収集事業について議論し、「今後の検討に向けた論点の整理」を示した。ここでは、積極収集にあたっての基本的考え方として、（一）歴史公文書を補完・補強できる

確かな記録を幅広く対象にすること、（二）他機関等との積極的な連携を図りつつ、ナショナルアーカイブズ・センターとしての責任とリーダーシップを明確にすること、（三）収集、整理・提供にあたって十分な体制を確保すること、の三つを挙げた⁴¹。

この論点整理のなかで、「歴史公文書等を補完・補強する資料の収集」としてオーラル・ヒストリーが、デジタル化、購入とともに指摘され、オーラル・ヒストリー事業は、単に聞き取りを行うだけでなく、「記録を発掘し、原所蔵者との信頼関係を醸成しつつ、歴史公文書等として収集するための手段」としても位置付け、実施にあたっては、真正性や信頼性の確保の観点から、アーカイブズ記録の保存と公開が必要であることを示した。また、館のオーラル・ヒストリー事業は、「自ら実施する以外に、これまで研究者等によって行われた成果とその記録についても積極的な収集の対象として受入れ、散逸を防ぐための「受け皿」となるべき」と指摘された。こうした方向性が示されたなかで、館は今後具体的な事業展開方法についてより検討することとなった⁴²。

以上のように、政府及び館に設置された会議体における議論等を踏まえると、館がオーラル・ヒストリーと関連づけられてきたのは、第一に行政機関等や研究者が実施したオーラル・ヒストリー記録の受入れ先として考えられるのではないかという点にある。館は、公文書管理法によって、オーラル・ヒストリー記録が歴史公文書等に該当する限り、行政機関及び独立行政法人等からは移管により、法人その他の団体（国及び独立行政法人等を除く。）又は個人からは寄贈・寄託により受け入れることを制度的に担保された。ただし、寄贈・寄託は、法人その他団体又は個人の自由意思に基づくものである。したがって、館は、オーラル・ヒストリー記録の寄贈・寄託を図ろうとするのであれば、その制度をより積極的に広報し、社会的

な認知を高めていくことも必要となる⁴³。

第二に館自身によるオーラル・ヒストリー事業の実施という観点からであった。しかし、現在のところ、館にはその経験やノウハウの蓄積がない。したがって、今後館が自らオーラル・ヒストリー事業に乗り出すには、具体的な検討に早急に着手する必要がある。

このように両観点ともに検討すべき事項はある。しかし、相対的に見れば、前者は、制度上の仕組みが整い、既に実施しているのに比べて、後者は、館にとって全く新しい取組である。したがって、以下では、館自身によるオーラル・ヒストリー事業の実施の方法等について、更なる検討を行うこととする。そこで、次節では国内外のアーカイブズ機関によるオーラル・ヒストリーの取組状況や目的を確認する。

第二節 国内外のアーカイブズ機関によるオーラル・ヒストリーの取組状況

アーカイブズ機関が自ら実施するオーラル・ヒストリー事業とは、どのような目的で行われるのか。本節では、国内外のアーカイブズ機関が自ら実施しているオーラル・ヒストリー事業の取組を整理し、次節において、館が自ら実施するオーラル・ヒストリー事業の目的を考察する手がかりとする。表1は、海外の国立公文書館のなかで、オーラル・ヒストリー事業に取組んでいる機関の事例である。

アメリカ国立公文書記録管理院 (National Archives and Records Administration、以下「NARA」という。)では、NARA自体の歴史や出来事を記録するためにオーラル・ヒストリー事業が行われ、NARAの運営に関わった高官だけでなく、テーマに応じてOB・OG職員にインタ

表1 海外の国立公文書館におけるオーラル・ヒストリー事業

名称	アメリカ国立公文書記録管理院 (NARA)	シンガポール国立公文書館 (NAS)	インドネシア国立公文書館 (ANRI)
取組	<ul style="list-style-type: none"> ・NARA の運営に関わった高官等に対しインタビューを実施 	<ul style="list-style-type: none"> ・日本占領期の政府高官等に対しインタビューを実施 ・公務員、文化人に対しインタビューを実施 	<ul style="list-style-type: none"> ・日本占領期の政策決定者や軍の幹部等に対しインタビューを実施 ・インドネシア独立戦争や地方反乱等の関係者に対しインタビューを実施
目的	<ul style="list-style-type: none"> ・NARA 自体の歴史や出来事を記録するため 	<ul style="list-style-type: none"> ・公文書の不足を補うため ・記録に残りにくい記憶の伝承のため 	<ul style="list-style-type: none"> ・公文書の不足を補うため

(注) 本表は以下の資料に依拠し作成した。公文書管理委員会 (第52回) 配布資料、内閣府「平成27年度公文書管理の在り方に関する調査」(2016年3月31日)、中尾知代「戦争・植民地にかかわるビジュアルオーラルヒストリーの方法—附:シンガポール・マレーシアのアーカイブ紹介」(21世紀COEプログラム「史資料ハブ地域文化研究拠点」総括班編『史資料ハブ地域文化研究』2号、2003年)、倉沢愛子「東南アジアにおけるオーラル・ヒストリーの試み」(国文学研究資料館史料館編『アーカイブズの科学 上』、2003年)等。

ビューを実施している⁴⁴。作業手順として、方針の決定、テーマに沿った人物のリスト化、対象者の決定の三段階を経て、オーラル・ヒストリーが行われている。NARAでのオーラル・ヒストリーの取組については、オーラル・ヒストリーの実施マニュアルを用い、職業教育(OJT)の一環として行われている。

シンガポール国立公文書館(National Archives of Singapore、以下「NAS」という。)は、一九六八年にNational Archivesとして設立され、一九九三年にオーラル・ヒストリー・センター(The Oral History Centre)を加えた。NASは、当初、シンガポールの歴史と遺産に貢献した人々の記憶を記録として残し、伝承していきこうという意図でオーラル・ヒストリーを実施した⁴⁵。また、シンガポールでは日本占領期の公文書等がほとんど存在していないことから、これらを代替する意味でオーラル・ヒストリー事業を行っている。近年では、政府高官や文化人に対するインタビューも実施しており⁴⁶、同館には専用のスタジオも設置されている⁴⁷。また、NASは、二〇一四年三月からオーラル・ヒストリーに関する音声記録をインターネットで公開している。インタビュー上で聞くことができる音声は、永続的な保存のためにMP3フォーマットでデジタル化されている。公開されている音声記録には、標題(title)、出所(Source)、リール数(Total Reels)、インタビュー(Interviewer)、再生時間(Total Running Time)、言語(Language)の情報が付与されている⁴⁸。

インドネシア国立公文書館(Arsip Nasional Republik Indonesia、以下「ANRI」という。)では、オランダの植民地時代に、オランダ植民地政府の総督命令により、散逸した資料が収集されたため、現在もオランダ東インド会社時代のものを含め多く資料が残されている。一方、日本占領時代の資料はほとんど残されていない。これは敗戦後、旧日本軍が連合国軍の進

駐前に重要書類を焼却したためである。ANRIでは、一九七二年にオーラル・リサーチ部門を設置して、こうした公文書の不足を補うためにオーラル・ヒストリー事業を開始し、当時の重要政策に携わった政府や軍の中枢部にいた人物にインタビューを実施した他、インドネシア独立戦争や地方反乱等をテーマとしたオーラル・ヒストリー事業も行った⁴⁹。

次に、国内のアーカイブズ機関におけるオーラル・ヒストリー事業の取組をみていく。国内の実施状況の統計については、石田氏によって紹介されていることから⁵⁰、ここでは国のアーカイブズ機関と地方公共団体が設置しているアーカイブズ機関をそれぞれ二施設ずつ調査対象として取り挙げる(表2)。

まず、外務省大臣官房総務課に設置されている外交史料館(以下「外交史料館」という。)は、公文書管理法の施行に伴い国立公文書館等として指定された。外交史料館は、特定の外交案件や対外的事件の処理等について経緯および結果をとりまとめ将来への参考事例として省内に提供するために、これらの処理等に関わった関係者を中心としてインタビューを行う「外交史談録」を実施している。外交史談録は二〇〇三年に試験的に実施され、二〇〇四年度から体制を整備した上で本格的に実施されるようになった⁵¹。なお、行政文書ファイル管理簿によると、行政文書ファイル「外交史談録」はこれまでに二二件確認でき、保存期間が三〇年、保存期間満了時の措置が移管と設定されているため、保存期間満了後は外務省から国立公文書館等である外交史料館に移管される⁵²。

つぎに、歴史資料等保有施設⁵³として指定を受けている防衛省防衛研究所戦史研究センター(史料室)(以下「防衛研究所」という。)の事例をみる。防衛研究所では、史料の補完・代替による政策決定過程の追跡(文書史料の補完・代替、海外史料に対する日本側からの裏づけ)及び文書史料

表2 国内のアーカイブズ機関におけるオーラル・ヒストリー事業

名称	外務省大臣官房総務課外交史料館	防衛省防衛研究所戦史研究センター(史料室)	東京都公文書館	常陸大宮市文書館
取組	・特定の外交案件や対外的事件の処理等に関わった関係者に対しインタビューを実施	・防衛省、自衛隊関係者に対しインタビューを実施	・都OB・OG職員に対しインタビューを実施	・アジア太平洋戦争体験者に対しインタビューを実施
目的	・将来への参考事例として省内に提供	・文書史料の補完・代替による政策決定過程の追跡 ・文書史料に表れない政策上の背景の解明	・昭和20年から40年代にかけての都の公文書の補完	・さまざまな戦争体験の記憶の記録化

(注) 本表は以下の資料に依拠して作成した。外務省外交史料館：外務省「外交交渉の経緯などを歴史的視点に立ちながら文書化する仕組み」(2003年8月)、「平成15年度外務省政策評価書 外務省改革への取組」、防衛省防衛研究所：平山実、千々と泰明「戦後日本の防衛政策に関するオーラル・ヒストリーの活用法の一考察」(『戦史研究年報』第14号、2011年)、東京都公文書館：「平成28年度東京都公文書館年報」、前出石田「日本アーカイブズにおけるオーラル・ヒストリーの現況に関する一考察」、常陸大宮市文書館：『常陸大宮 戦争の記憶』(常陸大宮市教育委員会、2016年)等。

に表れない政策上の背景の解明(政策担当者の認識の解明、組織文化の解明、失われた可能性の発見)を目的として、二〇〇四年から「オーラル・ヒストリー・プロジェクト」を実施し、中村龍平(元統合幕僚会議議長)、山田隆二(元陸上自衛隊南西航空混成団司令)、桑江良逢(元陸上自衛隊第一混成団長)等へのインタビューを行い、その成果物を防衛研究所の刊行物として公表している⁵⁴。なお、行政文書ファイル管理簿によると、行政文書ファイルは、これまでに五九件確認でき、保存期間が三〇年、保存期間満了時の措置が移管と設定されているため、保存期間満了後は防衛省から国立公文書館等である館に移管される⁵⁵。

地方公共団体が設置している公文書館等の事例として、東京都公文書館では、二〇〇七年度から「現代文書調査・収集プロジェクト」を実施し、戦後の都の公文書については、同館所蔵文書の中でも特に少ない「昭和二〇～四〇年代の東京都公文書」の所在調査及び収集活動を行い、同期間中の公文書の補完事業の一環として、都OB・OG職員へのインタビューを実施した⁵⁶。

最後に、地方公共団体が設置している公文書館等のうち市町村レベルの事例として、茨城県の常陸大宮市文書館では⁵⁷、常陸大宮市でのアジア太平洋戦争体験者(二二名の従軍体験と三名の銃後生活)に対するインタビューを実施し、二〇一六年一月に『常陸大宮 戦争の記憶I』として刊行した。同館のオーラル・ヒストリー事業は、戦争経験者の「さまざまな記憶が、年月とともに失われよう」としているなかで、こうした経験を後世に受け継ぐことを目的として実施された「記憶の記録化」の事業である⁵⁸。

以上の事例を踏まえると、国内外のアーカイブズ機関におけるオーラル・ヒストリー事業の目的は、おおよそ二つに分類できる。第一に、オーラル・ヒストリー事業は、アーカイブズ機関が所蔵する資料の不足を補う

ために実施されているということである。この場合、補うテーマを絞って実施することから「テーマ・オーラル」と言われる形態のオーラル・ヒストリーといえる⁵⁹。テーマ・オーラルの利点は、予めテーマを絞ってインタビューを実施することから、その回数を少なく抑えることができることにある。例えば、我が国の石炭政策について、御厨、佐脇紀代志両氏が通商産業省や資源エネルギー庁の元職員に対して実施したオーラル・ヒストリーでは、一人当たりのインタビュー回数は一〜二回ほどであった⁶⁰。そのため、限られた時間内で複数の関係者に話を聞くことが可能となり、意思決定過程における事実確認のクロスチェックと情報の複層化が可能となる。第二に、オーラル・ヒストリー事業は、アーカイブズ機関自身又は親組織の業務上の参考とするために実施しているということである。この場合のオーラル・ヒストリーは、「組織オーラル」と言われる、テーマ・オーラルから発展した形態のものである。これは一つの組織について網羅的に話を聞いていくことで、組織の全体像、組織の記憶を残し体系的に把握することを可能にするものである⁶¹。

第三節 オーラル・ヒストリー事業の目的

では、館が自ら実施するオーラル・ヒストリー事業の目的として、どのようなことが考えられるか。前述の調査検討会議の第四回会議（二〇一四年七月三〇日）において、オーラル・ヒストリーの目的として、記録が残されていない意思決定プロセス（齊藤委員）や記録として残りにくい経緯や背景の情報（神門委員）の記録化が指摘された⁶²。一方で、館側の考えとして、調査検討会議の第一七回（二〇一六年一月三〇日）において、加藤丈夫国立公文書館館長は、オーラル・ヒストリーを含む記録の収集に

ついて、次のように発言している。

現在、公文書管理法で我々が対象としていますのは、資料の寄贈・寄託というものがございまして、既に廃止された国の機関や、有力な政治家、官僚たちの個人的な記録を国立公文書館で受け入れて、これは国の公式文書としての公文書を補完、補強するという役割で保存しているということですから、従来からの寄贈・寄託のペースではしっかりした資料が集まらないと。もう少し積極的に資料の収集に乗り出すということにいたしました。対象として考えられるのは（中略）音声によるいわゆるオーラルヒストリーですか、そういうものについて積極的に収集していきたいと思っております⁶³。

加藤館長の発言が意味するところは、既存の寄贈・寄託であれ、オーラル・ヒストリーであれ、その目的が、「国の公式文書としての公文書を補完、補強する」ためであるということである⁶⁴。

積極収集に関する検討会議でも、既に触れたようにオーラル・ヒストリーを含む記録の積極収集にあたっての基本的考え方の中で、「歴史公文書を補完・補強できる確かな記録を幅広く対象にすること」と示している⁶⁵。

したがって、館が自ら実施するオーラル・ヒストリー事業の目的は、館の所蔵する資料（特定歴史公文書等）に記録として残っていない、又は十分に記録されていない情報を補完・補強するためと整理することができる。すなわち、形態としては、テーマ・オーラルによって実施する方法である。なお、NARAの事例のような館自体の歴史や出来事を記録する組織オーラルについては、現時点で政府及び館に設置した会議体での議論では、同方法について検討していない。このことをもって、組織オーラルが不

要であると結論づけることはできないが、相対的に言えば、館が自ら実施するオーラル・ヒストリー事業に求められているのは、特定歴史公文書等の補完・補強であると考えられる。

第三章 館のオーラル・ヒストリー事業において想定される業務フローと記録

ローと記録

オーラル・ヒストリーの実施マニュアル等によると、オーラル・ヒストリーは、主として、企画、準備、実施、インタビュー後の措置から構成されている⁶⁶。また、前述のヤウ等は、オーラル・ヒストリー事業が法的・倫理的に適切に実施されているかどうかという評価の過程も重要であると述べている⁶⁷。そして、これらの過程において様々な記録が発生し、オーラル・ヒストリー記録を構成することになる。そこで、本章では、館のオーラル・ヒストリー事業を具体化させるため、企画、準備、実施、保存・利用、評価といったそれぞれの過程で想定される業務と、その下で発生することが想定される記録について考察する。なお、館がオーラル・ヒストリー事業を研究者等に委託をして行うことも考えられるが、本稿では、館が自らオーラル・ヒストリー事業を行う場合を取り挙げる。

第一節 企画

企画の業務は、実施方針・実施計画の策定に係る企画立案及び決定と、評価基準書・倫理基準書・メタデータ基準書の企画立案及び決定に分けられる。

前者では、オーラル・ヒストリー事業の実施に係る方針及び計画の策定

を行う。まず、オーラル・ヒストリー事業の担当者（以下「担当者」という。）において、実施方針・実施計画の立案のために、特定歴史公文書等の補完・補強が必要とされるテーマの選定、研究者や他機関による当該テーマに関するオーラル・ヒストリー事業の有無、事業の実施期間等について調査・検討を行う。その際、例えば、テーマの選定に第三者の視点を加えるため、有識者に助言を得ることも考えられる。こうしたことから、この段階で想定される記録は、担当者の案の基礎となる調査・検討資料、有識者へのヒアリングの記録である。

担当者の案が作成されれば、同案を審議するために会議を開催する。その際、事前にどのような会議を設けるのか、あらかじめ検討し、会議開催のために必要な手続を用意しておかなければならない。また、有識者の出席が必要となる場合は、会議への参加依頼書も必要となる。したがって、この段階で想定される記録は、会議運営資料、開催経緯、議事の記録、配付資料、会議への参加依頼書である。

会議での審議結果を担当者の案に反映させた後、館として意思決定するため決裁を行い、実施方針・実施計画を確定することから、想定される記録は、実施方針、実施計画及びその決裁文書である。

後者では、オーラル・ヒストリー事業実施後に、同事業の評価を行うため評価基準書、倫理基準書及びメタデータの記述方法を示したメタデータ基準書の策定を行う。まず、担当者において、館のオーラル・ヒストリー事業がコンプライアンスに反していないか、インタビューは不均衡な力関係で実施されないか、記録の真正性、信頼性を確保できているか⁶⁸等、基準書に盛り込むべき内容の調査・検討を行う。また、オーラル・ヒストリーを実施する際に音声又は動画で記録するため、メタデータの付与方法や音声・動画の保存媒体等を定めたメタデータ基準書を作成する。その際、必

要に応じて有識者に助言を求め、実施者である館に有利な基準とならないよう、第三者的な視点を有した基準を組み込むよう調査・検討を行う必要がある。この段階で想定される記録は、調査・検討資料、有識者へのヒアリングの記録となる。

担当者の案が作成されれば、同案を審議するために会議を開催する。会議開催に当たっては、事前にどのような会議を設けるのか、あらかじめ検討し、会議開催のために必要な手続を用意しておかなければならない。また、それぞれの基準が公平性かつ客観性を担保できるように第三者の視点からも審議するため、この会議に有識者を招聘する必要がある。したがって、想定される記録は、会議運営資料、開催経緯、議事の記録、配付資料とともに、有識者への参加依頼書となる。

会議での審議結果を担当者の案に反映させた後、館として意思決定するため決裁を行い、評価基準書、倫理基準書及びメタデータ基準書を確定させる。そのため、想定される記録としては、評価基準書、倫理基準書及びメタデータ基準書及びその決裁文書である。

第二節 準備

準備の業務は、インタビューである対象者（以下「対象者」という。）とインタビュアーである協力者（以下「協力者」という。）の選定及び決定並びにインタビューに必要な質問票、対象者の年譜、インタビューの実施方法書等の作成に分けることができる。

第一に、対象者と協力者の選定及び決定である。まずは、担当者において、対象者及び協力者の候補について調査・検討が行われるが、適切な対象者や協力者を探すために、必要に応じて有識者に助言を求める。なお、

協力者については、企画段階で招聘した有識者も、その候補の対象となる。したがって、この段階で想定される記録としては、それぞれの候補者案の基礎となる調査・検討資料及び有識者へのヒアリングの記録である。

次いで、担当者の案が作成されれば、同案を審議するために会議を開催する。会議開催に当たっては、既述の会議と同様に、会議開催のために必要な手続を用意しておかなければならない。したがって、この段階で想定される記録は、会議運営資料、開催経緯、議事の記録、配付資料である。

館としての候補者案が了承されれば、館と候補者の間で、オーラル・ヒストリー事業への参加に向けた交渉が行われることになる。交渉では、事業の目的や計画、実施後の記録の扱い、将来の利用への提供について候補者に十分に説明するとともに、インタビューの実施後には改めて記録の保存及び利用に係る契約を締結すること等を含め、候補者から説明に基づく同意（インフォームドコンセント）を得る必要がある⁹⁹。この交渉の席で候補者に説明するために配布する資料が、この段階で想定される記録である。交渉により、オーラル・ヒストリー事業への参加について、候補者から内諾を得ることができた後は、館として正式に依頼するための決裁を行い、決裁後は、館と候補者の間で、依頼書と同意書を交わす。したがって、ここで想定される記録は、依頼書及びその決裁文書並びに同意書である。

第二に、対象者が決まれば、インタビューを行うために必要な質問票、対象者の年譜、インタビューの実施方法書等を作成する。まずは、担当者において、著作物、館が所蔵する特定歴史公文書等、他館の所蔵する関係資料に対象者に関連する文書がないか等の調査を行い、インタビュー内容を検討する。また、インタビューの際、どのような記録機材を使用するか、如何なる役割分担でインタビューを実施するかといったインタビューの実施方法についても調査・検討する。したがって、この段階で想定される記

録は、質問票、対象者の年譜、実施方法書等について担当者の案の基礎となる調査・検討資料である。

次いで、質問票及び実施方法書に係る担当者の案を審議するため、会議を開催する。特に、インタビューすべきことが質問票に網羅されているか、インタビュー時の担当者と協力者の役割をどのように分担するのか、如何なる機材を使用してインタビューを記録するのか等の細部を検討するため⁷⁰、協力者を審議に加える必要がある。会議開催に当たっては、事前にどのような会議を設けるのか、あらかじめ検討し、会議開催のために必要な手続を用意しておかなければならない。そのため、この段階で想定される記録は、会議運営資料、開催経緯、議事の記録、配付資料とともに、有識者への参加依頼書である。

会議での審議結果を担当者の案に反映させた後、館として意思決定するため決裁を行いインタビューに必要な質問票、対象者の年譜、実施方法書等を確定させる。これらの資料とともにその決裁文書がこの段階で想定される記録になる。

第三節 実施

実施の業務は、インタビューの実施及びトランスクリプトの作成に分けることができる。

第一に、インタビューの実施である。その準備として、担当者は、対象者や協力者と日程調整を行い、インタビューの日時を確定させる。また、インタビューにおいて、対象者が可能な限り本音を語るができるような環境作りを心がける。海外の事例では、オーラル・ヒストリーの専用スタジオを設置している場合もあるが⁷¹、対象者が最も快適に話すことがで

きる場所を選定する。実施の日時及び場所が決定したら、担当者は対象者及び協力者に実施通知を发出する。そのため、この段階で想定される記録は、実施通知書である。

次に、インタビューは実施方法書に従って実施する。インタビューが長時間になる場合、途中休息をとることにより、当初の目的から逸れた内容となっていないか等を確認し、必要に応じて軌道修正しながらインタビューを実施する。したがって、この段階で想定される記録は、インタビューの音声・動画記録、質問票等の配付資料である。

第二に、トランスクリプトの作成である。まず、担当者が音声・動画記録から速記録案を作成する。この段階で想定される記録は、速記録案である。速記録案が完成すると、担当者は対象者及び協力者に対し、発言内容の確認を依頼する。この段階で想定される記録は、速記録案の確認依頼書及び校正原稿である。

その後、担当者は校正原稿をもとに速記録を整え、トランスクリプトを作成する。その際、目次や対象者の年譜等を整え、利用者の利便性を図り編集を行う。したがって、この段階で想定される記録は、速記録案、確認依頼書、校正原稿、トランスクリプトとなる。

第四節 保存・利用

保存・利用の業務は、記録化、法人文書としての管理、特定歴史公文書等としての保存・利用（保存期間が満了した歴史公文書等に該当するもののみ）に分けることができる。

第一に、記録化の業務である。オーラル・ヒストリー記録は、音声・画像データを含む様々なかたちの記録が発生する。その保存及び利用を適切

に行うため、例えば、トランスクリプトの掲載内容、著作権の処理内容、対象者が一定期間公開を望まない情報及びその期間等について、館と対象者・協力者の間で、必要な契約事項に同意し承諾を得るための承諾書が必要となる。したがって、この段階で想定される記録は、オーラル・ヒストリー記録の保存及び利用に係る法的処理等を記載した承諾書である。

次いで、法人文書としての管理である。オーラル・ヒストリー記録は、公文書管理法及び関係法令等に基づき、法人文書として保存されることになる。また、独立行政法人等の保有する情報の公開に関する法律（二〇〇一年一二月五日法律第一四〇号、以下「独立行政法人情報公開法」という。）

第四条第一項の規定に基づく法人文書の開示請求があれば、同法に基づき開示・不開示の決定を行うことになる。この段階で想定される記録としては、開示請求書、開示決定書及びその決裁文書がある。

最後に、特定歴史公文書等としての保存・利用（保存期間が満了した歴史公文書等に該当するもののみ）の業務である。評価選別により保存期間満了時の措置が移管とされる法人文書は、保存期間が満了すると、公文書管理法第一一条第四項に基づき、独立行政法人としての館から国立公文書館等としての館に移管されることになる。このとき担当者は、移管通知や送付目録、それに添付する利用の制限に関する意見書を作成することになることから、これらの手続書類及びその決裁文書が、この段階で想定される記録である。

受け入れた特定歴史公文書等は、「独立行政法人国立公文書館利用等規則」（二〇一一年四月一日規程第四号）第三条第二項で定められた措置を施した上で、原則として受入れから一年以内の排架を行う⁷²。また、目録が公開され、利用が可能となり、公文書管理法第一六条第一項に基づく利用請求がなされれば、同法に基づき利用の可否が決定される。したがって、こ

の段階で想定される記録としては、受領文書目録、利用制限区分の設定を行うための調査検討資料及び利用制限区分案、所蔵資料目録、利用請求書並びに利用決定書及びその決裁文書がある。

第五節 評価

評価の業務では、館が自ら実施したオーラル・ヒストリー事業が、国立のアーカイブズ機関として適切な事業であるかを評価する。

まず、担当者において、事業の実績をとりまとめ、評価基準書、倫理基準書、メタデータ基準書に基づき評価書案を作成し、その後、館としての意思決定を行い、自己評価書を確定させる。したがって、この段階で想定される記録は、事業の実績の記録、自己評価書案、自己評価書及びその決裁文書である。

自己評価書について、第三者の視点から評価するために、有識者からなる会議が開催される。この会議では、企画段階で招聘した有識者や協力者へも参加してもらいながら評価してもらう。会議では、企画段階で作成した評価基準書や倫理基準書に基づいて、館が提出した自己評価書が審議される。会議開催に当たっては、事前にどのような会議を設けるのか、あらかじめ検討し、会議開催のために必要な手続を用意しておかなければならない。したがって、会議運営資料、開催経緯、議事の記録、配付資料及び有識者への参加依頼書が、この段階で想定される記録である。

会議での審議後、会議が下した評価書が館に通知され、次回以降のオーラル・ヒストリー事業の改善に役立てることが求められる。したがって、評価書及びその通知書がこの段階で想定される記録である。

以上を踏まえ、館が自ら実施するオーラル・ヒストリー事業を、企画、

準備、実施、保存・利用、評価の過程に分けて、それぞれの過程において発生する業務及びその下で想定される記録をまとめたものが表3である。

第四章 館におけるオーラル・ヒストリー事業の実施に向けて

本章では、館が自ら実施するオーラル・ヒストリー事業について、前章で示した業務フローを踏まえ、現時点で想定される課題を明らかにするとともに、それらへの若干の解決策についても提示する。

第一節 権利等の処理

一般的に、オーラル・ヒストリー事業では、事業の実施主体に関係なく、著作権処理が大きな課題である。かつて研究者や他機関が行ってきたオーラル・ヒストリーでは、著作権関係を口頭により処理してきたこともあった。こうした口頭による曖昧な処理方法では、いざれ問題化する可能性があることから⁷³、現在では書面による契約が一般的であり、先行研究においても著作権の権利処理に関するモデルケースが紹介されている⁷⁴。

館の場合、公的機関であることから、著作権処理を適切に行わなければならない。館では、行政機関からの歴史公文書等の受入れや法人その他の団体（国及び独立行政法人等を除く。）又は個人からの寄贈・寄託による歴史公文書等の受入れ時や利用決定時において、著作権の権利処理を行っている。しかし、これまでに受入れた歴史公文書等に含まれる著作物とは異なり、館、対象者、協力者の複数が関わるオーラル・ヒストリー記録には、共同著作物が含まれることは明らかである⁷⁵。共同著作物とは、著作

権法第二条第一項一・二号で「二人以上の者が共同して創作した著作物であつて、その各人の寄与を分離して個別的に利用することはできないもの」と規定されている。各共有者は著作権の共有持分（例えば共有者自身の発言箇所に係る権利）を譲渡等の方法により処分する場合、共有者全員の合意を得る必要がある⁷⁶。そのため、館は事前に権利者全員（ここでは、対象者及び協力者全員となる。）から著作権の許諾や同意がない状態で法人文書への開示請求や特定歴史公文書等への利用請求があつた場合、権利者全員からの許諾や同意、権利者が死亡した場合は遺族からの許諾や同意が必要となり、複雑化した権利処理に時間を費やすことで、円滑な開示や利用を阻害することとなってしまう。したがって、一方で将来の利用を見据えつつ、他方で権利者の権利を阻害しないよう、著作権処理を的確に実施していくべきである。そのため、著作権法上の高度な処理が必要になる場合は、同法に詳しい専門家等と相談することも考えられる。

また、著作権処理とは別に、対象者の発言には、対象者やその関係者のプライバシーに関する情報等が含まれることは想像に難くない。このような情報があつた場合、時の経過をふまえ、将来のいずれかの時点において公開するにしても、対象者への特段の配慮が必要である。

館を含む国立公文書館等では、法人その他の団体（国及び独立行政法人等を除く。）又は個人からの寄贈・寄託による歴史公文書等の受入れにおいて、寄贈・寄託者の意向を尊重すこととし、利用の制限についても特段の配慮を行う仕組みを整えている⁷⁷。オーラル・ヒストリー事業においても、同様の配慮を行う必要がある。そのために、館はオーラル・ヒストリー記録の保存及び利用に係る法的処理について、対象者、協力者へ十分な説明を行い、それに基づく同意（インフォームドコンセント）を徹底する必要がある。

表3 館におけるオーラル・ヒストリー事業の業務フロー

業務フロー	業務の区分	業務概要	想定される記録の例
企画	(1) 実施方針・実施計画の企画立案及び決定	(i) 立案の検討	調査・検討資料 有識者へのヒアリングの記録
		(ii) 立案を検討するための会議の開催	会議運営資料 開催経緯 議事の記録 配付資料 会議への参加依頼書
		(iii) 企画を実施に関する決裁	実施方針・実施計画
	(2) 評価基準書・倫理基準書・メタデータ基準書の企画立案及び決定	(i) 立案の検討	調査・検討資料 有識者へのヒアリングの記録
		(ii) 立案を検討するための会議の開催	会議運営資料 開催経緯 議事の記録 配付資料 会議への参加依頼書
		(iii) 企画を実施に関する決裁	評価基準書 倫理基準書 メタデータ基準書
準備	(1) 対象者と協力者の選定及び決定	(i) 候補者の検討	調査・検討資料 有識者へのヒアリングの記録
		(ii) 候補者を検討するための会議の開催	会議運営資料 開催経緯 議事の記録 配付資料
		(iii) 候補者との交渉	配布資料
		(iv) 対象者及び協力者の決定に関する決裁	依頼書 同意書
	(2) 質問票等の検討及びその決定	(i) 質問票等の検討	調査・検討資料
		(ii) 質問票等を検討するための会議の開催	会議運営資料 開催経緯 議事の記録 配布資料 会議への参加依頼書
		(iii) 質問票等の作成に関する決裁	質問票 対象者の年譜 実施方法書

業務フロー	業務の区分	業務概要	想定される記録の例
実施	(1) インタビューの実施	(i) 実施に関する通知	実施通知書
		(ii) 実施した実績が記録された記録	音声・動画記録 配付資料
	(2) トランスクリプトの作成	(i) 速記録案の作成	速記録案
		(ii) 速記録案の校正	確認依頼書 校正原稿
		(iii) トランスクリプトの作成	トランスクリプト
保存・利用	(1) 記録化	(i) オーラル・ヒストリー記録の保存及び利用に係る法的処理等	承諾書
	(2) 法人文書としての管理	(i) 公文書管理法及び関係法令等に基づく管理	開示請求書 開示決定書
		(ii) 開示請求への対応	
	(3) 特定歴史公文書等としての保存・利用（保存期間が満了した歴史公文書等に該当するもののみ）	(i) 公文書管理法及び関係法令等に基づく保存	移管通知文書 送付目録 利用の制限に関する意見書 受領文書目録 調査検討資料 利用制限区分案 所蔵資料目録
		(ii) 利用請求への対応	利用請求書 利用決定書
評価	(1) 評価の実施	(i) 自己評価書の作成に係る決裁	事業の実績の記録 自己評価書案 自己評価書
		(ii) 自己評価書を審議するための会議の開催	会議運営資料 開催経緯 議事の記録 配布資料 会議への参加依頼書
		(iii) 評価書の受領	評価書 通知書

第二節 保存

保存について言えば、第一に、法人文書としての保存期間の問題がある。前章で見たように、オーラル・ヒストリー事業を通じて様々な記録が発生する。例えば、質問票等作成のために発生した調査・検討資料と、保存及び利用に係る法的処理のために発生した承諾書では、当然保存期間が異なってくる。したがって、オーラル・ヒストリー記録の法人文書化に際しては、それを一括して単一の保存期間を設定するのではなく、業務やその下で作成取得される記録の性格を踏まえて個別に保存期間を設定する必要がある。

第二に、インタビューの音声・動画データの保存の問題である。これらのデータの保存フォーマットについて、海外の事例を参考とすれば、音声はMP3、動画はMP4のフォーマットが想定される⁷⁸。ただし、こうしたフォーマットで記録された媒体の寿命は恒久的なものでない。これらのデータを法人文書として管理する場合、公文書管理法第一条第一項により同法第四条から第六条の規定に準じた適切な管理が求められていることから、長期保存のための媒体変換、ソフトのバージョンアップへの対応等により「適切な記録媒体」（同法第六条）による保存が義務付けられることになる⁷⁹。また、これらのデータが保存期間満了後に歴史公文書等として移管され、特定歴史公文書等として保存される場合、公文書管理法第十五条第一項⁸⁰の規定により原則永久保存の義務が課せられることから、この義務を適切に果たすことができるよう、媒体変換による「適切な記録媒体」での保存が求められている⁸¹。

第三節 利用等

オーラル・ヒストリー記録の提供については、法人文書に設定された保存期間の満了前であれば開示請求で、当該保存期間の満了後であれば利用請求での対応となる。しかし、インタビューを保存したデータやトランスクリプトに、対象者にとって一定の期間公開を望まない情報が含まれる場合もあり、それぞれの請求に対し適切に処理する必要がある。もちろん当該情報が如何なるものなのかによるが、オーラル・ヒストリー事業を適切に実施するために、不開示情報や利用制限情報の解釈、情報公開・個人情報保護審査会及び公文書管理委員会特定歴史公文書等不服審査分科会の答申等を確認しておく必要がある。

また、公文書管理法第二三条では、特定歴史公文書等（公文書管理法第一六条の規定により利用させることができるものに限る。）について「展示その他の方法により積極的に一般の利用に供するよう努めなければならない」と規定している。オーラル・ヒストリー記録も、特定歴史公文書等となれば当然上記の対象となり、館は利用の促進について努めなければならない。では、館が利用の促進を図る為、オーラル・ヒストリー記録をどのように活用できるか。まず想定されるのは、既述の調査検討委員会のなかで専門委員が発言しているように、展示において活用する方法である⁸²。海外の公文書館等の展示をみても、音声・映像資料を多く活用しており、その一環としてオーラル・ヒストリー記録の活用も考えられる⁸³。また、インターネットを通じた音源や動画の公開が考えられる。例えば、シンガポール国立公文書館では、ウェブ上で音源を公開し利用に供している⁸⁴。国内のアーカイブズ施設でこうした取組を実施しているところは確認でき

ないものの⁸⁵、研究者や他の機関では、聞き取りを録音・録画したデータをウェブ上で公開しているところもある⁸⁶。

更に、「特定歴史公文書等の保存、利用及び廃棄に関するガイドライン」（二〇一一年四月一日内閣総理大臣決定）では、利用の促進において、特定歴史公文書等の効果的な利用を確保するため、レファレンスを行うことと規定している⁸⁷。職員がオーラル・ヒストリーに係る特定歴史公文書等を確認し、関連する資料すべてを把握することは、現実的に考えて難しい。そのため、利用者からの質問に適切に対応できるよう、例えば、館デジタルアーカイブで公開している目録情報のうち、参考文献や関連資料等の情報を関連事項に掲載することや、利用者からの質問を記録する管理表を作成すること等で、レファレンス内容の知識が蓄積されるように努める必要がある。

こうして蓄積された知識を基礎とし、レファレンスツールを作成するなど、更に利便性を図ることも可能となろう。参考となるのが、オーストラリア国立公文書館 (National Archives of Australia) で作成しているファクト・シート (Fact sheets) である⁸⁸。これは特定のテーマについて、テーマの概要や所蔵資料、参考情報などがコンパクトにまとめられており、利用者は、このシートに従って資料調査ができる。今後館は、こうしたレファレンスツール等の館が発信した情報と、利用者を繋げるサービスの充実も必要となってくる。

オーラル・ヒストリー記録の利用の促進については、館にまだ経験やノウハウの蓄積がないため、すぐに取り組むことは難しいといえる。ただし、こうした国内外のアーカイブズ機関が実施しているオーラル・ヒストリーやその記録の活用方法について、館として情報を収集しておくことが必要であり、将来的には実施可能な事例を検討することも必要となる。

第四節 評価

本稿では、オーラル・ヒストリー事業の実績を法的、倫理的、技術的側面から評価するために、事業の企画段階で評価や基準を策定すること、そして、事業完了後に外部の有識者からなる会議を設けて事業の実績を評価することを指摘した。

この基準の策定にあたっては、アメリカのオーラル・ヒストリー学会が公表している「オーラル・ヒストリー評価ガイドライン」が参考となる⁸⁹。アメリカのオーラル・ヒストリー学会では、プログラムの目的や手順の確認とともに、「倫理的／法的ガイドライン」が策定されており、プログラムを実施する上で、語り手との事前の同意内容はすべて守られているか、テープやトランスクリプトは非倫理的に利用に供していないか等の具体的なチェック項目が定められている。

オーラル・ヒストリー事業の実績を評価するための有識者からなる会議については、評価の統一性を担保するためにも、企画段階で招聘した有識者や協力者へ参加してもらう。これに加え、必要に応じて各専門分野の有識者の参加も想定される。例えば、オーラル・ヒストリーの実施内容に知見を有している専門家、著作権法に詳しい専門家、倫理基準に詳しい専門家、アカウントビリティに詳しい専門家等の有識者が候補となるだろう。このような評価の仕組みを導入することで、適切なオーラル・ヒストリー事業となり、広く社会に説明責任を果たすことに加えて、評価内容を次回のオーラル・ヒストリー事業に反映させることで、その運営の改善に寄与し、ひいては同事業を長期的に継続するための礎を築くことができる。と考

おわりに

本稿では、アーカイブズ学や館の置かれている現状の課題を踏まえながら、館が実施するオーラル・ヒストリー事業について、事業の目的、具体的な業務フロー、現時点で想定される課題等について検討してきた。以下では、その成果をまとめる。

まず、アーカイブズ学におけるオーラル・ヒストリーを踏まえると、アーカイブズ機関には、オーラル・ヒストリーの実施及びその過程において作成又は取得した記録、例えば、トランスクリプトだけではなく、オーラル・ヒストリーの実施やその経緯を明らかにする記録、インタビュー時の質問票や参考資料、音声・動画データ等を適切に管理し、評価選別を行い、保存及び利用までを射程に入れたオーラル・ヒストリー事業が求められている。

次いで、館に求められているオーラル・ヒストリー事業について、我が国の政府及び館に設置された会議体での議論を整理した。その目的には行政機関や研究者等が実施したオーラル・ヒストリー記録の散逸防止のための「受け皿」となること、及び館自らがオーラル・ヒストリー事業を実施することの二つがあり、とりわけ近年では後者のテーマについて検討されている。また、館自らが実施するオーラル・ヒストリー事業の目的は、国内外のアーカイブズ機関の実践や調査検討会議等での議論を踏まえて、館が所蔵する特定歴史公文書等に記録として残っていない、又は十分に記録されていない情報を補充・補強するためと整理した。

その上で、館自らが実施するオーラル・ヒストリー事業について具体的に検討するため、この事業において想定される業務とそこで発生すると考

えられる記録について分析を行うとともに、現時点で考えられる課題とそれに対する若干の対応策について、以下のとおり指摘した。

第一の課題は、著作権処理と対象者への配慮である。オーラル・ヒストリー記録には、共同著作物が含まれていることから、これまでの館の著作権処理もより複雑な対応が必要になると考えられる。したがって、一方では将来の利用を見据えつつ、他方で権利者の権利を阻害しないよう、慎重に著作権処理を行うべきである。また、対象者の発言には、対象者やその関係者のプライバシーに関する情報等が含まれることは想像に難くない。そのため、館はオーラル・ヒストリー記録の保存及び利用に係る法的処理について、対象者、協力者へ十分な説明を行い、それに基づく同意(インフォームドコンセント)を徹底する必要がある。

第二の課題は、保存である。保存については、多様な記録からなるオーラル・ヒストリー記録の法人文書化に際して、業務や記録の性格を踏まえて保存期間を設定することを提案した。また、音声・動画データの保存については、法人文書であれ特定歴史公文書等であれ、適切な記録媒体で保存しなければならぬことを指摘した。

第三の課題は、利用等である。オーラル・ヒストリー記録の提供に当たっては、法人文書としての保存期間が満了していない場合は開示請求で、保存期間が満了している場合であれば利用請求での対応となるため、不開示情報や利用制限情報の解釈等について確認しておくことを指摘した。また、利用の促進では、今後、展示や音声記録をウェブ上での公開等により、オーラル・ヒストリー記録の活用が想定されることや、利用者からの質問へ適切に対応出来る様、レファレンスに関する知識の蓄積が必要となることを指摘した。ただし、館でこうした取組をすぐに実施することはできないため、現段階では国内外のアーカイブズ機関におけるオーラル・ヒストリー

活動や記録の活用方法に関する情報収集も必要となることを指摘した。

第四の課題は、事業の評価である。評価の統一性を担保するためにも、企画段階で招聘した有識者や協力者の参加に加え、必要に応じて各専門分野の有識者からも参加してもらうことで第三者的な視点からオーラル・ヒストリー事業を評価してもらう。このことにより、事業の適切な実施とともに対外的な説明責任も果たせることに加えて、評価内容を次の事業に反映させることで、その運営の改善に寄与し、ひいては同事業を長期的に継続するための基盤を築くことができると提案した。

以上のようにオーラル・ヒストリー事業の業務フローを示したが、本稿では、館が実施するオーラル・ヒストリー事業のより具体的な分析については十分に検討できなかった。例えば、特定歴史公文書等の所蔵状況調査から補充・補強すべきテーマを洗い出し、研究者や他機関のオーラル・ヒストリー事業の実施状況を把握した上で、事業として取り上げるべきテーマと対象者を設定した上での議論である。こうした点については、今後さらに追究する必要がある、それによって今回示した業務フローや発生する記録についても改善が必要となる。効率的な業務実施のためにも、PDC Aサイクルを意識し、適宜業務フローの改善を図っていくとともに、オーラル・ヒストリー事業が十分実施できるような体制の整備や予算の確保も必要となる。

【補記】

本稿は、国立公文書館で実施された平成二八年度アーカイブズ研修Ⅲにおいて提出した修了研究論文を加筆修正したものである。

- 1 「国立公文書館の機能・施設の在り方等に関する調査検討会議の開催について」（平成二六年五月一三日内閣府特命担当大臣決定）、<http://www8.cao.go.jp/chosei/koubun/kentou/kaisai-kettei.pdf>（参照：二〇一七年二月一日）。
- 2 「国立公文書館の機能・施設の在り方に関する基本構想」（平成二八年三月三一日）、<http://www8.cao.go.jp/chosei/koubun/kentou/27khonkousou.pdf>（参照：二〇一七年二月一日）。
- 3 前出、注2と同様。
- 4 なお、国立公文書館の機能・施設の在り方等に関する調査検討会議では、二〇一七年三月に「新たな国立公文書館の施設等に関する調査検討報告書」を公表した。ここでは「3. 施設整備と並行して推進する取組」として、オーラル・ヒストリーの実施等を指摘している。
- 5 「歴史資料等の積極収集に関する検討会議の開催について」（平成二八年九月二日館長決定）。この検討会議での配付資料及び議事概要は、館ホームページで公開している。<http://www.archives.go.jp/about/report/collect.html>（参照：二〇一七年二月一日）。
- 6 歴史資料等の積極収集に関する検討会議「今後の検討に向けた論点の整理」（平成二九年三月）、<http://www.archives.go.jp/about/report/pdf/onten.pdf>（参照：二〇一七年二月一日）。
- 7 「平成二九年度独立行政法人国立公文書館事業計画」、http://www.archives.go.jp/information/pdf/jigy_29.pdf（参照：二〇一七年二月一日）。
- 8 政策研究院政策情報プロジェクト編『政策とオーラルヒストリー』（中央公論社、一九九八年）、政策研究大学院大学編刊『C・O・Eオーラル・政策研究プロジェクト オーラルヒストリーの解題と実践―過去と未来との対話―』（二〇〇一年）、御厨貴『オーラル・ヒストリー』（中公新書、二〇〇二年）、政策研究大学院大学C・O・E・オーラル・政策研究プロジェクト編刊『二世紀のオーラルヒストリー―政策研究の視点から―』（二〇〇三年）、日本政治学会編『年報政治学二〇〇四 オーラルヒストリー』（岩波書店、二〇〇五年）、歴史学研究会編『歴史学研究―小特集 方法としての「オーラル・ヒストリー」再考（Ⅰ）』（八二二号、八二三号、二〇〇六年）、武田知己「政治史研究からみたオーラルヒストリー（一）〜「記憶」から「史料」を作るといふこと』、『大東法学』第一六巻一号（通巻第四八号）、二〇〇七年一月）、法政大学大

- 原社会問題研究所編『人文・社会科学とオーラル・ヒストリー』（御茶の水書房、二〇〇九年）、伊藤隆『歴史と私―史料と歩んだ歴史家の回想』（中央公論新社、二〇一五年）、原彬久『戦後政治の証言者たち―オーラル・ヒストリーを往く』（岩波書店、二〇一五年）等。
- 9 安藤正人、「アーカイブズ学の地平」、『アーカイブズの科学 上』、国文学研究資料館史料館編、柏書房、二〇〇三年、一八一頁。
- 10 加藤聖文、「アーカイブズの編成と記述―近現代資料をめぐる課題―」、『アーカイブズの科学 下』、国文学研究資料館史料館編、柏書房、二〇〇三年、二二七頁。
- 11 本稿でのトランスクリプト (transcript) とは、記録媒体に記録された人間の声を聴いて文字に書き起こし校正した速記録の成果物を指すものとする。丹羽清隆「記録の技法(トランスクリプション)」（御厨貴『オーラル・ヒストリー入門』岩波書店、二〇〇七年）第三章。
- 12 アーカイブズ学の視点からオーラル・ヒストリーを考察したものと以下のもが挙げられる。和田華子、芹澤良子「東京女子高等師範学校卒業生を対象としたオーラルヒストリー―大学史資料としての可能性(特集二〇一〇年度第一回研究会) 教育研究機関におけるアーカイブズ活動を考える」、『アーカイブズ研究』第一四号、二〇一一年)、石田雅春「日本のアーカイブズにおけるオーラル・ヒストリーの現況に関する一考察」、『公文書館専門職員養成課程了研究論文集』国立公文書館、二〇一一年)、新沼久美「大学アーカイブズにおけるオーラルヒストリー―収集手法―聖路加看護大学の事例からの考察―」、『国文学研究資料館紀要 アーカイブズ研究篇』第一〇号、二〇一四年)、遠藤満子「核融合アーカイブ室におけるオーラルヒストリーの収集方法」、『国文学研究資料館紀要 アーカイブズ研究篇』第一三三号、二〇一七年)。
- 13 オーラル・ヒストリーの動向等については、朴沙羅「研究動向：オーラルヒストリー研究の歩みと現在」(『京都社会学年報』第二二二号、二〇一四年)を参照されたい。
- 14 Donald A. Ritchie. *Doing oral history*. Oxford University Press, 2003. p. 19.
- 15 Ronald J. Grele. "Directions for oral history in the United States". *Oral history: An Interdisciplinary Anthology*. 2nd ed., David K. Duraway, Willa K. Baun. 1996. p. 62-84.
- 16 前出、『オーラル・ヒストリー』五頁。
- 17 伊藤隆、「歴史研究とオーラルヒストリー」、『大原社会問題研究所雑誌』、第五八五号、二〇〇七年、二二頁。
- 18 清水透、「フィールドワークと歴史学」、『三田社会学』第一五号、二〇〇七年、三一〜四二頁。
- 19 ヴアレリー R・ヤウ、吉田かよ子監修翻訳他『オーラルヒストリーの理論と実践―人文・社会科学を学ぶすべての人のために』(インターブックス、二〇一一年)二二頁。
- 20 ポール・トンブソン、『記憶から歴史へ―オーラル・ヒストリーの世界』、酒井順子訳、青木書店、二〇〇二年、三〜一四頁。本書は、Thompson, Paul. *Voice of the past: Oral history*. Oxford University Press on Demand, 2000. を翻訳したものである。
- 21 Swan, Ellen. *Oral history in the archives: Its documentary role in the twenty-first century*. *The American Archivist* 2003, vol.66, no. 1, p. 139-158.
- 22 Jean P. Wallot; Normand Fortier. *Archival science and oral sources*. *The Oral History Reader*, 1998.
- 23 Ann Pederson. "Enriching the Record: Documentation Programs". *Keeping Archives*. 3rd ed., Bettington, Jackie; Kim Ederhard, Rowena Loo; Clive Smith eds. *Australian Society of Archivists*, 2008. p. 302-305.
- 24 中島康比古、「オーラル・ヒストリー・アーカイブ」、『オーラル・ヒストリー入門』、二〇一〇〜二〇一一年頁。
- 25 「公文書等の適切な管理、保存、利用等のための体制整備について」、『アーカイブズ』第一六号、二〇〇四年、五二〜八三頁。
- 26 公文書等の適切な管理、保存及び利用に関する懇談会「公文書等の適切な管理、保存及び利用のための体制整備について―未来に残す歴史的文書・アーカイブズの充実に向けて―」(平成一六年六月二八日)、http://www8.cao.go.jp/chosei/koubun/kako_kaijy/kondankai/houkokusho/houkokusho1.pdf (参照：二〇一七年二月一日)。
- 27 当時の移管制度は、「歴史資料として重要な公文書等の適切な保存のために必要な措置について」(二〇〇一年三月三〇日閣議決定)、「歴史資料として重要な公文書等の適切な保存のために必要な措置について」(平成一三年三月三〇日閣議決定)の実施に「二〇〇一年三月三〇日各府省庁官房長等申合せ)及び「歴史資料として重要な公文書等の適切な保存のために必要な措置について」(平成一三年三月三〇日閣議決定)等の運用について」(二〇〇一年三月三

- 日各府省庁文書課長等申合せ)に基づいて実施されていた。これらの概要については、遠藤廉「国立公文書館法の制定と歴史資料として重要な公文書等の保存及び利用について」(『図書館研究シリーズ』第三七号、二〇〇二年)を参照されたい。
- 28 小原由美子、「国立公文書館の現状と課題―国の公文書等の移管制度を中心に―」、「情報管理」、第四八巻第一二号、二〇〇六年。
- 29 『改訂 逐条解説 公文書管理法・施行令』(ぎょうせい、二〇一一年)一〇四頁、岡本信一・植草泰彦共著『改訂 Q & A 公文書管理法』(ぎょうせい、二〇一一年)五頁。
- 30 第一六九回国会における福田内閣総理大臣施政方針演説(平成二〇年一月一日)、<http://www.kantei.go.jp/jp/hukudaspeech/2008/01/18housin.html> (参照、二〇一七年二月一日)。
- 31 歴史資料として重要な公文書等に該当する行政文書について、外務省は外務省大臣官房総務課外交史料館に、宮内庁は宮内庁書陵部図書課宮内公文書館に移管する。
- 32 前出、『改訂 逐条解説 公文書管理法・施行令』、四四〇四五頁。
- 33 御厨貴、「総括報告II」、「オーラル・メソッドによる政策の基礎研究」、伊藤隆、政策研究大学院大学、二〇〇五年、六六〇六七頁。
- 34 なお、研究者が独立行政法人等の業務として実施し、法人文書として管理されている場合は、館を含む国立公文書館等への移管が可能。公文書管理法では、現在のみならず、将来の国民に対する説明責任を果たす観点から、国や独立行政法人等から歴史公文書等の移管を受ける施設を「国立公文書館等」として指定。
- 35 御厨貴、「オーラルヒストリーについて」、「北の丸」、第三七号、二〇〇四年、八〇九頁、「座談会「公文書等の管理に関する法律制定と今後の展望」」、「アーカイブズ」、三七号、二〇〇九年、前出、御厨『オーラル・ヒストリー入門』一三〇一四頁。
- 36 前出、「歴史研究とオーラルヒストリー」、九〇一〇頁。
- 37 「独立行政法人国立公文書館寄贈・寄託文書受入要綱」(平成二三年四月一日館長決定)、http://www.archives.go.jp/information/pdf/kizoubunsho_2011_00.pdf (参照、二〇一七年二月一日)。同制度を紹介したものとして、梅原康嗣、「歴史公文書等の寄贈・寄託の受入れについて」、「アーカイブズ」、第四四号、二〇一一年。
- 38 「国立公文書館の機能・施設の在り方等に関する調査検討会議(第四回)」(二〇一四年七月三〇日)議事録、<http://www8.cao.go.jp/chosei/koubun/kentou/gijyoku4.pdf> (参照、二〇一七年二月一日)。
- 39 前出、注38と同じ。
- 40 国立公文書館の機能・施設の在り方等に関する調査検討会議第一二回配付資料「対象文書の範囲及び収集機能について」(二〇一五年二月)、<http://www8.cao.go.jp/chosei/koubun/kentou/20151211/siryou3.pdf> (参照、二〇一七年二月一日)。
- 41 前出、注6と同じ。
- 42 前出、注6と同じ。
- 43 館では既に、寄贈寄託文書の受入れについて、館ホームページで広報活動を実施している。「寄贈・寄託文書の受入れについて」、http://www.archives.go.jp/information/donated_deposited.html (参照、二〇一七年二月一日)。これは内閣府独立行政法人評価委員会での「平成二四年度業務実績評価結果」において、「民間の歴史公文書等の寄贈・寄託の受入れについて、民間への情報提供等の周知に努めるとともに、その方法について一段の工夫が望まれる。」と、指摘を受けたことにより、平成二五年度から館ホームページのトップページに寄贈・寄託に関するバナーを設置した「独立行政法人国立公文書館の平成二四年度の業務実績に関する項目別評価表」<http://www8.cao.go.jp/hyoukaka/dokuritsus/24hyoukaka/kobun/kkoumukubetu24.pdf> (参照、二〇一七年二月一日)。
- 44 公文書管理委員会(第五二回)配付資料、「平成二七年度公文書管理の在り方に関する調査報告書」(平成二八年三月)六一頁、<http://www8.cao.go.jp/koubuninkai/inkaisai/201620160624/20160624sankou2.pdf> (参照、二〇一七年二月一日)。
- 45 倉沢愛子、「東南アジアにおけるオーラル・ヒストリーの試み」、「アーカイブズの科学 上」、国文学研究資料館史料館編、柏書房、二〇〇三年。
- 46 シンガポールの経済発展史や労働運動等について、五五のプロジェクトを実施。http://www.nas.gov.sg/archivesonline/oral_history_interviews/browse-project (参照、二〇一七年二月一日)。
- 47 中尾知代「戦争・植民地にかかわるビジュアルオーラルヒストリーの方法―附：シンガポール・マレーシアのアーカイブ紹介」(二二世紀COEプログラム「史

- 資料ハブ地域文化研究拠点」総括班編『史資料ハブ地域文化 研究』二号、二〇〇三年）三一〜四九頁、「アジア歴史ニューズレター」第一六号（二〇一五年）。
- 48 シンガポール国立公文書館ウェブサイト「Oral History Interviews」
http://www.nas.gov.sg/archivesonline/oral_history_interviews/（参照：二〇一七年一月一日）。
- 49 前出、注45と同じ、二九七〜三二一頁。
- 50 前出、「日本アーカイブズにおけるオーラル・ヒストリーの現況に関する一考察」。
- 51 外務省、「外交交渉の経緯などを歴史的視点に立ちながら文書化する仕組み」、二〇〇三年八月、http://www.mofa.go.jp/mofaj/annai/honsho/kai_genjo/kodo_sj/pdfs/hokoku_9.pdf（参照：二〇一七年二月一日）、「平成一五年度外務省政策評価書 外務省改革への取組」http://www.mofa.go.jp/mofaj/annai/shochu/kyouka/hyoukasho15/pdfs/04_11.pdf（参照：二〇一七年二月一日）。
- 52 電子政府の総合窓口e-Govの行政文書ファイル管理簿検索システムを用いて、「外交史談録」をキーワードに調査（参照：二〇一七年一月二二日）。
- 53 公文書管理法では、行政機関の研究・図書館等や独立行政法人等が設置する博物館・美術館等のうち、歴史的若しくは文化的な資料又は学術研究用の資料（歴史資料等）を保有する施設を歴史資料等保有施設として指定している。この施設に保有される歴史資料等は、特別な管理がされるものとして公文書管理法の適用対象となる「行政文書」、「法人文書」から除外されている。
- 54 平山実、千々和泰明、「戦後日本の防衛政策に関するオーラル・ヒストリーの活用の一考察」、『戦史研究年報』第一四号、二〇一一年。
- 55 電子政府の総合窓口e-Govの行政文書ファイル管理簿検索システムを用いて、「防衛省」オーラル・ヒストリー」をキーワードに調査（参照：二〇一七年一月三二日）。
- 56 前出、「日本アーカイブズにおけるオーラル・ヒストリーの現況に関する一考察」、東京都公文書館「平成二八年度東京都公文書館年報」<http://www.soumu.metro.tokyo.jp/01soumu/archives/01nenpo28.pdf>（参照：二〇一七年一月一日）。
- 57 常陸大宮市文書館は、二〇一四年一〇月に開館した。所管は教育委員会生涯学習課であり、職員数は館長一名、担当職員二名、臨時職員二名の計五名の配属（開館時点）であった。高村恵美、「常陸大宮市文書館の開館」、『アーカイブズ』、第五五号、二〇一五年、http://www.archives.go.jp/publication/archives/wp-content/uploads/2015/03/av_55_p29.pdf（参照：二〇一七年二月一日）。
- 58 常陸大宮市文書館、「常陸大宮 戦争の記憶」常陸大宮市教育委員会、二〇一六年。
- 59 清水唯一朗、「オーラル・ヒストリーの可能性―仮説の発見と実証―」、『RPSPP Discussion Paper』第四号、二〇〇九年。
- 60 御厨貴、政策研究大学院大学、『石炭政策オーラル・ヒストリー―オーラル・メソッドによる政策の基礎研究C・O・E・オーラル・政策研究プロジェクト』、二〇〇二年。
- 61 前出、「オーラル・ヒストリーの可能性」。
- 62 前出、注38と同じ。
- 63 「国立公文書館の機能・施設の在り方等に関する調査検討会議（第一七回）」（二〇一六年一月三〇日）議事録、<http://www8.cao.go.jp/chosei/koubun/kentou/gijokai7.pdf>（参照：二〇一七年二月一日）。
- 64 前出、注63と同じ。
- 65 前出、注6と同じ。
- 66 前出、『オーラル・ヒストリー入門』Society of California Archivists Brochure Series: Preserving Your History. Doing Oral History. のほかに、Barbara W. Sommer Mary Kay Quinlan. The oral history manual. Rowman Altamira, 2009. Altamira Press, Donald A. Ritchie. Doing Oral History. Oxford University Press, 2003. Nancy Mackay. Curating oral histories, from interview to archive. Left Coast Press, 2015. などを適宜参考とした。
- 67 前出、ヴァレリーR・ヤウ『オーラルヒストリーの理論と実践』第五章。Neuschwander, John A. A guide to oral history and the law. Oxford University Press, 2014. Portelli, Alessandro. The battle of Valle Giulia: Oral history and the art of dialogue. Univ. of Wisconsin Pr, 1997, p. 55-71.
- 68 ここでは、録音データや質問票、原稿など聞き取りの実施に係る記録も対象として保存、公開しているかという意味（前出、歴史資料等の積極収集に関する検討会議「今後の検討に向けた論点の整理」）。
- 69 前出、注19と同じ、一六九〜一七一頁。
- 70 インタビューの方法論に関する分析については、清水唯一朗、諏訪正樹「オーラル・ヒストリーメソッドの再検討―発話シークエンスによる対話分析」『実

- 80 前出、『改訂 逐条解説 公文書管理法・施行令』三八〜四〇頁。
- 81 前出、『改訂 逐条解説 公文書管理法・施行令』六三〜六四頁。
- 82 前出、注38と同じ。
- 83 国立公文書館の機能・施設の在り方等に関する調査検討会議第七回配付資料「海外現地調査の概要とまとめ」(二〇一五年一月)、<http://www8.cao.go.jp/chosei/koubun/kentou/20150126/siryouti-1-2.pdf> (参照、二〇一七年二月一日)。
- 71 前出、「戦争・植民地にかかわるビジュアルオーラルヒストリーの方法」。
- 72 「独立行政法人国立公文書館利用等規則」(平成二十三年四月一日規程第四号)、http://www.archives.go.jp/information/pdf/ryoukoku_2016_00.pdf (参照、二〇一七年二月一日)。
- 73 前出、「日本アーカイブズにおけるオーラル・ヒストリーの現況に関する一考察」。
- 74 Nancy MacKay, *Ibid.*, p. 34. 伊藤隆、「オーラルの実態と今後の方法論について—人の選定から公開・著作権の問題まで」(前出、『オーラルヒストリーの課題と実践—過去と未来との対話』二二〜二三頁、前出、「日本アーカイブズにおけるオーラル・ヒストリーの現況に関する一考察」)。
- 75 前出、「オーラルの実態と今後の方法論について」。
- 76 ここでの共有者は、館、対象者、協力者が該当する(著作権法令研究会『実務者のための著作権ハンドブック』第九版、公益財団法人著作権情報センター、二〇一四年一四頁)。
- 77 法人その他の団体(国及び独立行政法人等を除く。)又は個人からの歴史公文書等の受入れにおいて、寄贈・寄託を申し出るものは、寄贈申出書又は寄託申出書に、利用を制限する情報と当該情報を制限する期間を記載することになっている。「寄贈申出書」http://www.archives.go.jp/information/pdf/kizoubunsho_2011_01.pdf (参照、二〇一七年二月一日)、「寄託申出書」http://www.archives.go.jp/information/pdf/kizoubunsho_2011_03.pdf (参照、二〇一七年二月一日)。
- 78 独立行政法人国立公文書館「米国(NARA)における電子記録の長期保存等に関する取組みに係る調査」(二〇一五年二月二七日)<http://www.archives.go.jp/about/report/pdf/kenkyu2014.pdf> (参照、二〇一七年二月一日)。
- 79 前出、『改訂 逐条解説 公文書管理法・施行令』三八〜四〇頁。
- 80 同条では、「特定歴史公文書等について、第二五条の規定により廃棄されるに至る場合を除き、永久に保存しなければならない。」と規定している。
- 81 前出、『改訂 逐条解説 公文書管理法・施行令』六三〜六四頁。
- 82 前出、注38と同じ。
- 83 国立公文書館の機能・施設の在り方等に関する調査検討会議第七回配付資料「海外現地調査の概要とまとめ」(二〇一五年一月)、<http://www8.cao.go.jp/chosei/koubun/kentou/20150126/siryouti-1-2.pdf> (参照、二〇一七年二月一日)。
- 84 前出、シンガポール国立公文書館ウェブサイト「Oral History Interviews」。
- 85 オーラル・ヒストリー記録の活用については、久部良和子「沖縄戦証言記録の公開について—オーラル・ヒストリー活用の試み—」(『沖縄県公文書館研究紀要』第一三三号、二〇一一年)が参考となる。
- 86 梅崎修、「労働史オーラルヒストリー・アーカイブの試み—映像化の取り組みと資料の利用可能性を中心に」、『社会政策』第七卷三三号、二〇一六年、「労働史オーラルヒストリープロジェクト・ビデオアーカイブ」http://shankyo.jp/oralhistory/movie_index.html (参照、二〇一七年二月一日)。
- 87 「特定歴史公文書等の保存、利用及び廃棄に関するガイドライン」(平成二十三年四月一日内閣総理大臣決定)。レファレンスについては「第C章 利用 第二節 利用の促進」C一七で記載されている。
- 88 オーストラリア国立公文書館では、現在二七一項目のファクト・シートを公開している。<http://www.naa.gov.au/collection/fact-sheets/index.aspx> (参照、二〇一七年二月一日)。
- 89 Oral History Association, 2000 Oral History Evaluation Guidelines. <http://www.oralhistory.org/about/principles-and-practices/oral-history-evaluation-guidelines-revised-in-2000/> (参照、二〇一七年二月一日)。この他に、イギリスのオーラル・ヒストリー学会(Oral History Society)が公表している「Is Your Oral History Legal and Ethical?」も参考となる。<http://www.ohs.org.uk/advice/ethical-and-legal/> (参照、二〇一七年二月一日)。

(業務課公文書専門員)